

補助金調書

補助金名	スポーツ大会開催特別補助金				担当課 (連絡先)	市民局スポーツ推進部スポーツ推進課 (TEL 711-4657)
交 付 先	団 体	大会主催者			区 分	その他の補助金
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期		通 年		
(公募の場合) 応募要件	補助事業を主催する団体					
(非公募の場合) 非公募の理由						
補助開始年度	昭和49	年 度	経過年数	52	年 度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	大会規模、事業費、レベル、経済波及効果、その他政策的要素を勘案すべきスポーツ大会の開催に対して、必要とする経費の一部を補助し、もってスポーツの振興を図ることを目的とする。					
補助金の終期	令和10	年 度	延長回数	3	回	
終期を延長する 理由	福岡市内で大規模なスポーツ大会が開催されることは、本市のスポーツの振興に大きく寄与し、都市ブランド力の向上にもつながるものである。 また、本市における大規模なスポーツ大会の開催を促進するうえで、支出方法としては、実施する大会への補助金が適切かつ効果的であることから、終期を延長するもの。					
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 ・「補助対象経費」は、補助対象事業の実施に要する経費。ただし、主催者構成員に支払う人件費、団体の経常的な運営経費、有料プログラム作成にかかわる経費、大会開催にかかわる賞金、航空機及び新幹線の特別料金、食料費(事業実施のために必要な昼食代、弁当代、茶菓代等は必要最小限の範囲で可)、その他市長が適当でないと認めるものを除く。 ・「補助金額」は、補助事業の収支差について、補助対象経費の10分の1以内で、予算の範囲内で市長が決定する。ただし、市長が特に必要と認める場合には、予算の範囲内で補助金の額を別に定めることができる。				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度		前々年度		前々々年度
	件	6 件		6 件		7 件
	15,437 千円	14,653 千円		14,653 千円		17,695 千円
前年度補助事業 の主な実施概要	○ 福岡国際マラソン ○ 金鷲旗玉竜旗高校柔剣道大会 ○ 全日本選抜柔道体重別選手権大会 など					
補助金交付 による効果	開催経費の一部を負担することにより、事業内容の充実が図られる。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。